

浅口市 いじめ問題対策基本方針

浅口市
浅口市教育委員会

平成30年3月改訂

目次

はじめに	1
第1 いじめの問題への対策の方針	2
1 いじめの定義	2
2 いじめについての基本的な認識と考え方	2
第2 いじめの問題への対策の内容	5
1 浅口市におけるいじめの問題への対策のための取り組むべき内容	5
(1) 浅口市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 浅口市いじめ問題対策専門委員会の設置	5
(3) いじめ防止のために市が行う取組	5
2 学校がいじめの問題への対策のための取り組むべき内容	8
(1) 学校いじめ問題対策基本方針の策定等	8
(2) いじめ対策委員会の設置	9
(3) 学校が実施すべき取組	9
3 重大事態への対処	15
(1) 教育委員会又は学校による調査	15
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	16
4 その他の重要事項	17
(1) いじめ問題への対策の点検・評価	17
(2) 浅口市いじめ問題対策基本方針の見直し	17

はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。子どもたちだけの問題ではなく、社会全体の問題として受け止め、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることを認識し、市と学校、児童生徒を取り巻く様々な関係機関とも連携を図り、いじめ防止に向けて積極的に取り組んでいかなければならない。

これまでも、各学校においては児童生徒の実態を十分に把握するとともに、教職員同士で共通理解を図りつつ、組織的、継続的にいじめ防止に向けた主体的な取組が行われてきている。しかしながら、今日の社会情勢の変化の中で、いじめは複雑化・多様化してきている。さらに、携帯電話やスマートフォンを介してのソーシャルネットワーキングサービス等によるいじめなど依然として大きな問題である。

本市では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）10月に示された「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にし、さらに「岡山県いじめ問題対策基本方針」をふまえて、法第12条の規定により、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「浅口市いじめ問題対策基本方針」を策定した。

さらに国が平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂、県が平成30年1月に「岡山県いじめ問題対策基本方針」を改訂したことを受けて、本市も平成30年3月に「浅口市いじめ問題対策基本方針」の改訂を行った。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習や様々な活動に活発に取り組むことができるよう、あらゆる手立てを講じ、学校の内外を問わずいじめが行われることのないようしなければならない。また、いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることについて、児童生徒が自分たちの問題としてとらえて、十分に理解できるようにしなければならない。そして、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが何よりも重要であることを認識し、いじめ問題の解決のためには、市関係部局、学校、地域住民、家庭その他の児童生徒を取り巻く関係者との協働・連携を推進し、いじめの問題を克服することを目指して対策等を行っていくことが不可欠である。

本市では知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成をめざし、豊かな心と確かな学力を身につけ、自分の夢に向かって歩む子どもの育成を目指して、学校教育の充実に取り組んでいる。改訂された基本方針の主旨を大切にしながら、子どもたち一人一人が笑顔に満ちあふれ、たくましく生きる子どもの成長を願い、いじめ防止等の対策を推進していくものとする。

幼稚園・こども園においては、いじめの問題への対策のため、改訂された「浅口市いじめ問題対策基本方針」に基づき、幼児が楽しく充実した園生活を送ることができるように、教育委員会又は担当課と連携を図りながら、園の実情に応じた適切な取組を推進する。特に、家庭との連携を図り、充実した園生活が展開できるようにし、幼児が主体的な活動をする中でよりよい人間関係を構築していくことで、いじめをしない、いじめをさせない基盤づくりに努めるものとする。

第1 いじめの問題への対策の方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策法 第2条）

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場面もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場面、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し、良好な関係を再び築くことができた場面等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。

2 いじめについての基本的な認識と考え方

（1）基本的な認識

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、児童生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童生徒が十分に理解できるように学校の内外を問わず行わなければならない。

また、いじめは、いじめられた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であることから、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、いじめ防止の等の対策に取り組む必要がある。

（2）いじめの未然防止

学校の教育活動を通じ、全ての児童生徒に「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、自己指導能力を育成することが必要である。

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であり、児童生徒の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基盤となる学習規律や生活規律の定着も未然防止の観点から重要である。

さらに、スマホ等によるSNS等の普及に伴い、潜在化しているいじめの問題を考慮し、情報モラルに関する児童生徒への教育や保護者への就学前からの啓発が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、大人が児童生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要であり、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

そのため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、家庭、地域と連携して、周囲の大人が児童生徒を見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要である。

さらに、ネット上のSNS等を通じて行われるネット上のいじめの特性を十分に考慮した上で、継続してSNS等の利用実態の把握と指導に努める必要がある。

(4) いじめへの対処

いじめの疑いがあることが確認された場合、特定の教職員が情報を抱え込むことなく、直ちに情報を共有した上で、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教委育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

いじめは許すことのできない行為であることを教育委員会はもとより校長が毅然とした態度で示すとともに、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくことが大切であり、組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

(5) 学校・家庭・地域との連携

いじめ問題への取組の重要性について共通認識を持ち、学校、家庭、地域が一体となって取組を推進することが大切である。児童生徒が家庭や地域の大人たちとふれあう機会を充実させ、大人が児童生徒の育ちに関心を持つとともに、大人自身が手本となって生き方を児童生徒に示し、好ましい環境をつくり、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す。そして、学校の基本方針を家庭や地域に周知し、共有した上で学校と連携して対応することが必要である。そのため、学校が、学校評議員や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用して地域との連携を図ったり、PTAや地域の関係団体等と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする中で、児童生徒への関わり方について啓発を進めたり、地域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼したりしておくことが必要である。

また、子育てに悩む家庭が、就学前の早い段階から、相談をしたり、支援を受けたりできるように、相談窓口の周知を進める。

(6) 学校等と関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会が、必要な教育上の指導を

行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（児童相談所、医療機関、地方法務局、警察等）との適切な連携といじめ問題に対する方針の共有が必要である。そのためには平素から学校や教育委員会が、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

（7）保護者の責務

保護者は、児童生徒に対する教育について、第一義的責任を有しており、就学前の幼児期から、人との関わり、生活習慣、規範意識などに配慮した子育てを行うことが必要である。

そのため、学校園や地域と連携し、思いやりや生命を大切にする心、善悪を判断する力、正義感、他者とのより良い関係を築く力など人間形成の基礎となる力を育むための指導等を行うとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの未然防止、早期発見、解消等の対策に参加し、協力する必要がある。特に、児童生徒のネットを含むスマホ等の利用を管理することは、保護者の責務であり、持たせる場合には、共にトラブルから自身を守るためのルールづくりを行う必要がある。

また、児童生徒が安心できる生活環境を確保し、悩みを相談できるように発達段階に応じた良好な親子の関係づくりに努める必要がある。特に思春期においては、不安定な心理状態や複雑化する交友関係、スマホ等の情報機器に関わる時間の増加等により、いじめへの関与も複雑化しやすいことを踏まえ、親子がしっかりと向き合うとともに、小さなことでも心配な兆候が見られた際には、学校や相談機関に迷うことなく相談していく必要がある。

第2 いじめ問題への対策の内容

1 浅口市におけるいじめの問題への対策のための取り組むべき内容

(1) 浅口市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法の趣旨をふまえ、いじめの問題への対策に関係する機関等との連携を図るために「浅口市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。この連絡協議会は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、PTA、主任児童委員、その他必要と認められる関係機関等の代表者により構成する。

(2) 浅口市いじめ問題対策専門委員会の設置

教育委員会は、法の趣旨を踏まえ、学校におけるいじめの問題への対策を実効的に行うために附属機関として「浅口市いじめ問題対策専門委員会」を置くことができるものとする。この専門委員会は専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。設置する専門委員会は、次に示す機能を担うものとする。

《専門委員会の機能》

- ① 教育委員会の諮問に応じ、市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究など、有効な対策を検討するため専門的知見から審議を行う。
- ② 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして、問題の解決を図る。
- ③ 学校におけるいじめの事案について、教育委員会がいじめの報告を受け、法第24条の規定により自ら調査を行う場合に、この調査を行う。
- ④ 教育委員会が、法第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として行う場合に、この調査を行う。

〔注〕法第28条の調査を行う「学校の設置者」とは、地方公共団体のいずれの部局がその事務を担当するかについては地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により、学校の設置・管理を行う教育委員会である。

(3) いじめ防止のために市が行う取組

ア いじめの未然防止

(ア) 道徳教育及び体験活動等の充実

豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえる。

児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、いじめと正面から向き合うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及びボランティア活動や自然体験活動などの体験活動等の充実を図るため、教職員の指導力向上を図る。

(イ) 児童生徒による「いじめについて考える」主体的な活動の支援

児童会・生徒会活動や学級活動等において、いじめの問題を自分たちの問

題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しない取組を実践するなど、自分たちで改善しようと努力する児童生徒の主体的な活動を、全ての学校で推進し、いじめを許さない態度を育成する。

(ウ) いじめを許さない集団づくりと意識の醸成

いじめを未然に防止する観点から心理検査（A S S E S S）を各校で実施し、学校生活における個々の児童生徒の満足感、適応感及び学級集団の状態を客観的に把握し、その結果を活用して児童生徒が主体的に参加できる学習活動や特別活動を充実させ、自己有用感や充実感を育み、いじめが起こりにくく、意欲的に学習や活動に取り組む集団づくりを支援する。

(エ) 教職員の資質能力の向上と教育相談体制の充実

教職員の資質能力の向上を図るため、ネット上のいじめとその対処法に関する研修、カウンセリングやストレスマネジメント等に関する研修、発達障害や性同一性障害等の様々な事情・背景に起因するいじめの正しい理解に関する研修などを、全ての学校で実施する。

他の教職員に指導できる中核となる教職員を、全ての学校に養成する。

スクールカウンセラーなどの専門的知識を有する者の派遣により教育相談体制を充実する。

(オ) 「親育ち応援学習プログラム」等を活用した家庭への支援

いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動ができるような取組の実施を促す。

3歳児健診や就学時健診、小学校等の入学説明会等の全ての保護者が参加する機会を活用し、「親育ち応援学習プログラム」等を使い、保護者が主体的に学び合うことのできる研修を全ての地域や学校で実施する。

(カ) ネット上のいじめについての児童生徒の教育や保護者の啓発の促進

全ての児童生徒に対して、ネット上のいじめを防止し、トラブルに未然に対処できるよう、情報モラルに関する指導を年間計画に位置づけ授業を実施する。

保護者が、SNSに係る危険性やネット上のいじめについて認識を深めるため、学識経験者や通信事業者の協力も得ながら、子どもが小学校低・中・高学年、中学校である期間にそれぞれ少なくとも1回、できるだけ早期に、保護者を対象とした研修を全ての学校で実施するよう、指導・助言する。

(キ) 学校評価・教員評価への指導・助言

学校評価において、評価項目としていじめへの取組を含めるものとする。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの防止に係る取組状況を評価し、その結果を踏まえていじめの未然防止等のための取組の改善に取り組むよう、学校に対する指導・助言を行う。

教員評価においても、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、児童生徒の理解、未然防止や早期発見、発生したいじめの組織への情報伝達と迅速かつ適切な対応・取組等を評価する指導・助言を行う。

イ いじめの早期発見

(ア) 定期的な調査等の実施についての指導・助言

いじめを早期に発見するため、学校において児童生徒へのアンケート調査や教育相談など定期的な調査等が行われるよう指導・助言を行う。

(イ) 「ネットパトロール事業」等によるネット上の書き込みの監視

児童生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを把握するため、「ネットパトロール事業」等による監視を継続し、早期にネット上のいじめに対処できる体制を整備する。

(ウ) 教育相談体制の充実と家庭・地域との連携

心理や福祉の専門家等を活用し、児童生徒及びその保護者がいじめを訴えやすい教育相談体制を整える。また、PTAや地域の各種団体と連携促進し、学校と地域、家庭が組織的に協働する体制を構築し、児童生徒を見守る風土を醸成する。

ウ いじめへの対処

(ア) 学校への支援といじめの解消

学校と教育委員会は、それぞれの責任を果たし、いじめをより積極的に認知し、100%の解消を目指し、組織的に解消に取り組む。

学校で実施した調査や窓口相談等で把握したいじめについては、まず学校において早期のきめ細かい対応を行うが、解決が進まない場合、教育委員会が指導・助言を行う。

(イ) 警察との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められ、早期に警察に相談することが必要である場合及び児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報しなければならない場合がある。これらの事案については、教育的配慮や被害者の意向に配慮した上で、警察と連携した対応をとるよう学校に対して指導・助言を行う。

(ウ) スクールソーシャルワーカーを活用したいじめへの対応

児童生徒がいじめを行う背景要因に着目し、生活環境等の課題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカー等の派遣を行うとともに、関係機関と連携しながら改善を図る。

(エ) 出席停止に関する措置

いじめられた児童生徒が、安心して教育を受けられるようにするため、いじめた児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合も含む。）の規定により出席停止の措置が講じるべき場合には、法の趣旨に基づいて適切に行うものとする。

(オ) いじめの当事者間の学校が異なる場合における連携協力体制の整備

いじめられた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめられた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめた児童生徒やその保護者に対する指導や助言を適切に行うことができるようにするため、関係する学校間の生徒指導担当者の連絡会議を必要に応じて実施するなど、学校相互の連携協力体制を整備する。

2 学校がいじめ問題への対策のための取り組むべき内容

学校は、いじめ防止等のため、校長の強いリーダーシップのもと、全ての教職員が強い使命感をもって、保護者、地域とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を組織的に推進する。

(1) 学校いじめ問題対策基本方針の策定等

ア 基本方針の策定

学校は、国・県・市の基本方針を参考にして、いじめ問題への対策についての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）として定め、学校のホームページや学校だよりなどにより、保護者や地域の方が基本方針の内容を確認できるようにする。また、入学時や各年度の開始時に、その内容を児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

<学校の基本方針の内容>

- ① 「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめへの対処」に関する方針
・ 具体的取組内容
- ② 生徒指導体制や教育相談・通報窓口等の体制
- ③ 校内研修等教職員の資質向上を図る取組 等

学校の基本方針は年度毎に見直し、保護者や地域の方、専門家や関係機関等の参画を得た方針になるようにするとともに、具体的ないじめ防止等の対策に係る取組について検討する。また、児童生徒の意見も取り入れ、いじめ防止についての児童会・生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

イ 基本方針に基づく取組の点検・評価

学校評価において、学校の基本方針に基づく、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの未然防止等のための取組の改善を図る。

<学校評価等の評価項目に位置付けられる取組事例>

- ① いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ② 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
- ③ 定期的、必要に応じたアンケート
- ④ 個人面談、保護者面談の実施
- ⑤ 校内研修の実施 等

(2) いじめ対策委員会の設置

学校は、法第22条の規定により、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織「いじめ対策委員会」を置く。

いじめ対策委員会は、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数による状況の見立てを行い、必要に応じて、心理や福祉の専門性を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

<いじめ対策委員会の役割>

【未然防止】

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・いじめへの対処】

- ① いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ② いじめの早期発見・いじめへの対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有、記録を行う役割
- ③ いじめに係る情報が入った場合に、組織的に対応するための中核としての役割
 - ・ 緊急会議を開き、情報の迅速な共有
 - ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定
 - ・ 保護者との連携 等
- ④ いじめへの対処後被害・加害児童生徒に対する学校の対応状況（日常的な観察等）を確認する役割

【学校の基本方針に基づく各種取組】

- ① 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ② 学校の基本方針における年間計画に基づき、いじめの未然防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ③ 学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校の基本方針の見直しを行う役割

(3) 学校が実施すべき取組

ア いじめの未然防止

(ア) 校内指導体制の確立

校長の強いリーダーシップのもと、学校の生徒指導方針やいじめ問題対策の基本方針に基づいて、いじめ対策委員会を中核として、教職員の共通理解を図り校内組織を整備し、生徒指導体制や教育相談体制を確立する。

年間の学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が、体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、具体的な指導内容のプログラム化を図る。

(イ) 児童生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成

互いを思いやり、生命を大切にす態度、自他の人権を尊重する意識を育成するため、実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に工夫しながら、道徳教育や人権教育の充実に努める。

日頃から児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が、自分たちの生活をより良くしていくために、様々な問題を自分たちで考え、主体的に改善していこうとする取組を教職員が積極的に指導・支援することで、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。

(ウ) 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

授業や学級での活動、学校行事等におけるボランティア活動や自然体験活動等の体験活動、あるいは部活動や地域での活動等の中で、豊かな人間関係づくりの基盤となるコミュニケーション能力や社会性を育てる。

特別活動等の時間を利用して、ストレスに適切に対処する力や他者と関わるために必要なスキルを身に付けさせる教育を実施する。

日頃から規律ある集団の中で、一人一人が活躍できる活動や授業づくりを進め、集団の一員としての自己有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係をつくる。

児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとする児童生徒の訴える力を育成するとともに、見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。

(エ) 児童生徒の主体的な参加による活動の促進

学級等の中で起こったいじめの問題を自分たちの問題としてとらえ、いじめの発端となる可能性のあるトラブルを自分たちで解決しようとする意識を持たせ、自ら乗り越えていく経験をさせる。

児童会や生徒会による主体的・自治的な活動の中で、いじめ防止についての取組を実施することで、困難から逃げることなく、正面から立ち向かうたくましさや勇気を持ち、いじめについて身近な大人に訴える力を育てるとともに、見て見ぬ振りをせず、互いに支え合い協力していくことの大切さを実感させる。

(オ) ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成

教科や道徳、総合的な学習の時間に、これからの情報社会の中で生きていくために必要な知識・技術やモラルの指導を行うことに加え、専門的な知識を持った業者等の協力も得ながら、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性やいじめ等のトラブルへの対処法についての学習を行い、最新の技術を適切に活用できる能力や態度を育てる。

(カ) 教職員の指導力の向上

学校の実態を踏まえた上で、いじめ問題実践事例集等を活用した研修を実施し、いじめ問題への対策を実施する上での留意点などについて、教職員間の共通理解を図る。

全ての教職員が早期にいじめを発見し、すぐに相談に応ずるなどの対応が

できるよう、各種心理検査等を活用したいじめの認知能力や対応能力の向上に努め、いじめを生まない集団づくりを進める学級経営力の向上を図る。

発達障害、性同一性障害等に関する正しい理解、SNS等の利用実態やネット上のいじめに対する指導のあり方等、今日的な課題についても、積極的に研修を行い、共通理解に基づいた指導を行う。

教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、児童生徒のいじめを助長することのないよう、指導のあり方に注意を払うとともに、教職員が児童生徒から信頼される存在となるよう、自らの規範意識を絶えず見つめ直す。

児童生徒一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、学級経営や教科指導、生徒指導等に関する指導力の向上に努める。

(キ) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害等の児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、積極的に研修を実施し、保護者や関係機関等との連携、周囲の児童生徒に指導を組織的に行う。

(ク) 家庭や地域の関係団体との連携強化

学校は、保護者や地域の方、関係機関等の理解・協力を得ながら、連携して児童生徒を見守り、健全な成長を図るため、授業参観日や学校行事だけでなく、日頃から積極的な学校公開や情報発信に努める。

PTAや地域の関係団体等とともに、ネット上のいじめも含めた今日的な課題や様々な問題に起因するいじめ問題についての研修を行ったり、協議したりする機会を設け、家庭や地域での児童生徒への関わり方を共に考え、支援する地域ぐるみの取組を地域連携担当教員を中心に推進する。

イ 早期発見

(ア) 教職員による観察や情報交換

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。

児童生徒の小さな変化に気づいた場合、教職員は、メモの交換やミニケース会議などの工夫を行い、短時間でも時間を確保して、常に情報の共有を図る。

PTAや地域の関係機関、放課後子ども教室や学校支援地域本部などから、いじめについての情報も得ることができるよう、窓口の周知や情報提供の依頼を定期的に行う。

(イ) 定期的なアンケート調査等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努め、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

(ウ) 校内の教育相談体制の活用

児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるよう校内の教育相談体制を整備するとともに、日頃から児童生徒の頑張りなどについて保護者への連絡や児童生徒への声かけなど、児童生徒や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。

(エ) 校外の相談機関等の周知

学校外の相談窓口について、浅口市の教育相談やその他の機関等について、児童生徒や保護者に対する周知や広報を行う。

(オ) SNSを含むネットの利用実態の把握と指導

アンケート調査や教育相談等の様々な機会を利用して、児童生徒のSNSを含むネットの利用実態の積極的な把握に努め、人間関係のトラブルにならないように指導する。

ネット上のいじめは顕在化しにくいという特性を十分理解し、小さな兆候や情報であってもいじめに関わる内容を把握した際には、いじめ対策委員会を中心とした教職員間で情報を共有し、該当の児童生徒と関わりを持ち、いじめの実態を把握して指導を適切に行う。

ウ いじめへの対処

(ア) いじめの発見や相談を受けたときの対応

児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

けんかやふざけ合いなどを含め、いじめと疑われる行為を発見した場合、後回しにすることなく、その場でその行為を止め、児童生徒から経緯を丁寧に聴き取る。

児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合は、真摯に傾聴し、対応する。

小さな兆候であっても、早い段階から適切な関わりを持ち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先にした対応を行う。

正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。

(イ) 教職員の組織的な対応と関係機関との連携

いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に情報を報告するなど、学校の組織的な対応につなげなければならない。

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反するおそれもある。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童生徒を徹底して守り通す姿勢で対応する。

暴力を伴ういじめや金銭を要求するいじめのように犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、必ず警察と連携して対処する。警察への通報には至らない事案についても、教育委員会や警察等の関係機関への相談を行い、緊密な連携を心がける。

(ウ) いじめられた児童生徒とその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアも行い、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう弾力的な措置も含めて環境の確保を図る。

家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。

状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた児童生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。

学校は、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する責任があり、いじめ解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続する。

(エ) いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言

いじめた児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

いじめを確認した場合、学校は「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、再発防止の措置をとる。

正確な情報を迅速に保護者に伝え、事実に対する保護者の理解を促し、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

保護者に対する継続的な助言を行えるよう、成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題等を解決するための具体的な対応方針を決める。

(オ) いじめの事実調査

いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り対象等を絞り込んだ上で、関係した児童生徒から聴取を行う。

事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、少なくとも当該児童生徒が卒業するまでは保管する。当該児童生徒が転校した場合においても、同様に卒業年次までは保管する。ただし、重大事態として対処したものについては、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。〔「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」〕

(カ) 他の児童生徒への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の課題としてとらえさせ、たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(キ) いじめの解消と継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、計画的に進めることでいじめのない学校づくりの取組を強化する。

(ク) ネット上への不適切な書き込み等への対処

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、必要に応じてネットパトロール事業による監視に加え、定期的なアンケート調査や教育相談等によるSNS等の利用実態の把握も踏まえて、削除要請や指導を行うなど適切に対処する。

ネット上の不適切な書き込み等を行った児童生徒が特定できる場合には、加害の児童生徒に対して、被害児童生徒に与える影響の大きさについて、十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童生徒に対する精神的なケアを行う。

特定できなかった場合においても、その都度、情報モラルや法的責任についての全体指導を行い、被害者が受ける心の痛みを想像させることや軽はずみな行動でも法的責任が問われることなどを指導する。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 調査を要する重大事態

教育委員会又は学校は、次のいずれかに該当する場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、同様の事態の発生の防止に資するため、その下に組織を設け、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※年間30日を目安とするが、それに至らなくとも早期に対応する。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立が学校又は教育委員会にあったときは、その時点での学校の判断に関わらず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、法の規定に基づき、教育委員会を通じて市長に報告する。

(ウ) 調査の主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合がある。

(エ) 調査を行う組織

① 学校が調査主体となる場合

校内に法第22条に基づき設置したいじめ対策委員会を母体として重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織等を活用する。

教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

② 教育委員会が調査主体となる場合

次のいずれかに該当する場合には、教育委員会の下に専門的知識等を有する第三者により構成される組織を設けて調査を行う。

- a 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
- b 学校の教育活動に支障が生ずるおそれがあるような場合

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

- ① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、個別の事案が広く明らかになることにより、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(カ) いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月改訂 文部科学省）に基づき自殺の背景調査を実施する。

亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめられた児童生徒やその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

当該学校の調査結果については、市長に報告する。

上記アの説明の結果をふまえて、いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、この報告に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

市長は、再調査を行う場合は、「浅口市いじめの重大事態に係る再調査委員会」を設ける等の方法で調査を行う。その際の構成員は、このいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で、職能団体や大学等から推薦された専門的な知識及び経験を有する者とし、この調

査の公平性・中立性を図る。

再調査の実施主体は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

イ 再調査の結果をふまえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、この調査に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。また、再調査を行ったとき、市長はその調査結果を議会に報告する。

4 その他の重要事項

(1) いじめの問題への対策の点検・評価

市の基本方針に基づくいじめ問題への対策が、本市の状況に即して効果的に機能しているかについて、毎年度、連絡協議会において点検・評価し、必要に応じてその対策の内容や取組の方法を見直す。

(2) 浅口市いじめ問題対策基本方針の見直し

市は、市の基本方針策定から3年毎の経過を目途として、本市の状況及び法の施行状況や県の基本方針の変更等を勘案して、市の基本方針の見直しを連絡協議会において検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。